

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 楽友会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 楽友会（以下「法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事及び評議員の報酬)

第3条 理事長が理事会及び評議員会に出席したとき、またそれ以外の日において、法人業務及び法人が実施する福祉サービス業（以下「事業」という）の運営の為に業務にあたった場合は、別表1により報酬を支給する。

2. 理事が理事会に出席したとき、またそれ以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営の為に業務にあたった場合は、別表1により報酬を支給する。

3. 評議員が評議員会に出席したとき、またそれ以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営の為に業務にあたった場合は、別表1により報酬を支給する。

(監事の報酬)

第4条 監事が理事会に出席したとき、またそれ以外の日において法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支給する。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は旅費規程に準ずる。

(適用除外)

第6条 事業の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(改正)

第7条 この規程を改正する必要がある場合は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第3条及び第4条関係）

名称	報酬（1時間）
理事報酬等	8,000円
評議員報酬等	8,000円
監事報酬等	8,000円

交通費は報酬内に含める